

## 随意契約理由書

件名	谷上駅前ロータリー暫定整備工事	
契約の相手方	北神吉田建設株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、北神急行の市営化に伴う交通需要の変化に対応するため、駅前ロータリーの改築を行うものである。6月の市営化にあたって、交通局が谷上駅発着のバス路線を増設することから、駅前ロータリー改築のうちバス停増設に係る部分は5月末までに完了させる必要がある。そのため、早期に着手しなければならない。</p> <p>工事契約にあたり、令和2年1年31日に競争入札を付したが、同年2月19日の開札の結果、全者辞退で不調となった。地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、上記業者と本工事の随意契約を行い、早期着手することとする。</p> <p>なお、業者選定にあたり、辞退業者に打診したところ、体制確保の困難等の理由により不調となった。そこで、当建設事務所で多数の道路工事の実績があり、建設協力会の北班長を務める上記業者に打診したところ、協議が整ったことから、本業者を選定した。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 北建設事務所	(電話番号 078-981-5191)